

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	戦没者の遺骨収集に関する業務	担当部局・担当課室	社会・援護局事業課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）第10条第1項	類型	その他
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（以下「法」という。）において、戦没者の遺骨収集に関する施策が国の責務として位置づけられ、厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人を、全国を通じて一個に限り、戦没者の遺骨収集に関する業務を行う者として指定することができることとされている。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>法第10条第1項に基づき、厚生労働大臣が法人の指定をした場合には、当該指定を受けた法人は、法第11条に規定する以下の業務を行うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。 ・戦没者の遺骨であって、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。 ・上記の業務に附帯する業務を行うこと。 <p>平成28年8月、厚生労働大臣は、法第10条第1項に基づき、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下、「協会」という。）を指定法人として指定を行った。</p>		
事務・事業の目的	<p>戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集するとともに、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容又は本邦に送還すること。</p>		
関連する政策目標等	<p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p> <p>3-1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p>		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	特になし		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査：3回派遣（マリアナ諸島2回、パラオ諸島1回） ・戦没者の遺骨収集：5回派遣（鹿児島県西之表市喜志鹿崎沖1回（遺骨の発見に 		

	<p>至らず)、硫黄島2回(24柱収容)、マリアナ諸島2回(195柱相当の検体を採取))</p> <p>○事業収入(令和3年度) なし</p>
国からの補助金等	<p>○補助金・委託費等(令和3年度予算):539,295千円 (令和2年度予算繰越分):390,185千円</p> <p>内容: ・戦没者の遺骨収集に関する活動に係る委託</p>
事務・事業の見直し状況(これまでの検証)	<p>●法律や会計専門家及び学識経験者からなる「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」からの意見を踏まえて、令和2年5月に「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を取りまとめ、遺骨収容のプロセスに関して、収容時の形質鑑定等において日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体(遺骨の一部)を採取して持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管するなどの抜本的見直しを行った。同年9月に、当該見直しの方針に基づき、「戦没者遺骨収集における手順書」を改訂し、当該手順書に沿って遺骨収集を実施している。</p>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>戦没者の遺骨収集に関する施策の実施は国の責務であり、戦後77年を経て戦没者の遺族が高齢化する中、一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容及び本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことが求められており、遺骨収集の推進を図る必要がある。</p> <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>未だ多くの戦没者遺骨が海外等に残されていることは、遺族感情はもとより、国民感情としても放置はできないものであり、遺骨収集事業のニーズは高い。事業の実施にあたり、実績を踏まえ必要な経費について見直しを行っているほか、事前に現地の状況を把握することにより、必要最低限の調達をするなど工夫をしており、事業の実施は妥当である。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>遺骨収集事業は、遺骨の帰還を待ち望む戦没者遺族を慰藉するために最も効果的な政策目的の達成手段である。相手国や関係者からの情報を精査し、計画的かつ効果的に遺骨収集を実施するためには、本邦への遺骨の送還を実施できる体制を整えている指定法人に事業を委託することが有効である。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性</p> <p>法制定以前においては、国が本事業の企画立案を行い、情報収集や遺骨収集を実施してきたところ、実施部門を指定法人に委託し、国と法人の役割分担を図ることで、事業の効率的な実施、遺骨収集の推進が可能となっており、事業の執行体制は妥当である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p><指定等の基準の妥当性></p> <p>全国を通じて一個の団体を指定することにより、戦没者の遺骨に係る情報収集及び遺骨収集を一括して行い、遺骨収集事業を効率的・効果的に推進することができるため、実施主体を全国で一つの法人に限定している。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性></p>

	<p>協会は、平成 28 年より法第 10 条第 1 項に基づく指定法人として戦没者遺骨収集事業を実施し、遺骨収集に係る専門性と十分な実施体制を有している。また、毎年度開催している「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」において、事業の実施について外部専門家からの意見を踏まえ検証を行っており、協会は事業の実施主体である指定法人として適格である。</p>
<p>政策効果の把握の手法及びその結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度開催している「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」における、外部専門家からの意見や助言等 ・ 厚生労働省が行う指定法人への指導監督（年 1 回の立入検査）
<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>厚生労働省が行う指定法人への指導監督（立入検査）及び指定法人の業務運営や会計処理の適正実施のため、毎年、「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を開催し、法律や法人コンプライアンス、会計等の専門的な見地から意見や助言等を得て、事業の実施について検証を行っている。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価） と今後の方向性）</p>	<p>戦後 77 年を経て戦没者の遺族が高齢化する中、1 柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容及び本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことが求められている。令和元年度～3 年度については、国内外の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しつつ、遺骨収集派遣等を可能な範囲で実施したが、今後、感染状況を踏まえながら、引き続き効果的・効率的な遺骨収集を推進する。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 1 法人

- ・ 一般社団法人

法人名	指定等の時期	連絡先 (TEL)	料金等・積算根拠
一般社団法人 (1 法人)			
一般社団法人日本 戦没者遺骨収集推進 協会	平成 28 年 8 月 19 日	03-3581-2755	特になし